

公 費 の 一 覧

年齢		乳 幼 児 ・ 子 ども					障がい	ひとり親
		0-3	3-6	6-9	9-12	12-15		
市町村								
1	熊本市	141 乳児負無	441 熊子ども		541 熊子中		142 障害負無 342 障害1/3	143 ひとり親
2	八代市	480 八菊美						
3	人吉市	580 人吉子ども						
4	荒尾市	480 八菊美						
5	水俣市	741 水俣子						343 水俣親
6	玉名市	480 八菊美(入院適用可)						
7	山鹿市	180 乳幼児 ^{注1}						
8	菊池市	480 八菊美						443 菊池親
9	宇土市	180 乳幼児 ^{注1}						
10	上天草市	180 乳幼児 ^{注2}						
11	宇城市	180 乳幼児	780 宇城子(外来上限額1,000円、入院上限額2,000円※償還払い)				185 宇城障	
12	阿蘇市	680 阿蘇子ども ^{注3}						
14	合志市	480 八菊美						
15	美里町	480 八菊美(入院適用可)						
16	玉東町	180 乳幼児 ^{注1}						
17	南関町	180 乳幼児						
18	長洲町	641 長洲子						
19	和水町	180 乳幼児						
20	大津町	180 乳幼児						
21	菊陽町	380 菊陽子ども ^{注5}						
22	南小国町	180 乳幼児 ^{注6}						
23	小国町	180 乳幼児 ^{注6}						
24	産山村	180 乳幼児 ^{注7}						
25	高森町	180 乳幼児 ^{注8}						
26	西原村	180 乳幼児						
27	南阿蘇村	480 八菊美						
28	御船町	180 乳幼児 ^{注1}						
29	嘉島町	180 乳幼児 ^{注1}						
30	益城町	180 乳幼児						
31	甲佐町	480 八菊美						
32	山都町	180 乳幼児 ^{注9}						
33	氷川町	180 乳幼児						
34	芦北町	180 乳幼児 ^{注9}						
35	津奈木町	180 乳幼児 ^{注1}						
36	錦町	480 八菊美						
37	多良木町	480 八菊美						
38	湯前町	180 乳幼児						
39	水上村	180 乳幼児						
40	相良村	180 乳幼児						
41	球磨郡・五木村	480 八菊美						
42	山江村	180 乳幼児 ^{注10}						
43	球磨村	480 八菊美						
44	あさぎり町	480 八菊美						
45	苓北町	480 八菊美					185 宇城障	
46	天草市	480 八菊美						183 天草親

【子ども医療】

- 141・乳児負無、180・乳幼児(上限額0円)
- 441・熊子ども(上限額700円)、541熊子中(上限額1,200円)
- 480・八菊美、641・長洲子、741・水俣子、641阿蘇こども(上限額0円、21,000円を超えたら償還払い)
- 580・人吉子ども(上限額0円、20,000円を超えたら償還払い)

- 注1: **山鹿市、玉東町、嘉島町、御船町、津奈木町、宇土市子ども医療**(21,000円を超えたら償還払い)
- 注2: **上天草市子ども医療**(上天草市内のみ有効。市外は償還払い)
- 注3: **680 阿蘇こども**(阿蘇市内のみ有効。市外・入院は償還払い)
- 注5: **菊陽町子ども医療**(20,000円を超えたら償還払い)
- 注6: **南小国町・小国町子ども医療**(南小国・小国・阿蘇市内の一部の医療機関のみ有効。市外は償還払い)
- 注7: **産山村子ども医療**(15～18歳は高校生のみ対象)
- 注7: **高森町子ども医療**(高森町内のみ)
- 注8: **山都町子ども医療**(山都町内のみ有効。町外は償還払い)
- 注9: **芦北町子ども医療**(芦北水俣管内のみ有効。市外は償還払い)
- 注10: **山江村子ども医療**(球磨郡・人吉市内のみ有効。市外は償還払い)

【ひとり親】

- 143・熊親1/3(一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)
- 243・親償還(対象地域以外は償還払い)
- 343・水俣親1/3(一部負担金の1/3を負担。水俣市で運用。)
- 183・天草親(一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)

【重度心身障害者医療】

- 342・熊障1/3(熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い)
- 442・熊障負無(熊本市で運用。342に該当しない患者様に適用。自己負担無)
- 185・宇城障(外来上限1,020円、入院上限2,040円)

熊本市医療費助成制度の計算方法変更について

令和4年5月25日提供のプログラムより、熊本市の「重度心身障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の負担金計算方法が下記のように変更されております。

主保険の負担割合に相当する金額
(1円単位)×1/3(小数点以下切り上げ)
例)総点数312点で負担割合が3割の場合
312×3割=936円
936円×1/3=312円(患者窓口負担)(小数点以下切り上げ)